



国土交通省「住宅リフォーム事業者団体登録制度」登録団体

一般社団法人 全建総連リフォーム協会 のご案内

リフォーム事業を
支援します！



一般社団法人全建総連リフォーム協会(全リ協)は、国土交通省による「住宅リフォーム事業者団体登録制度」の登録団体です。

全リ協では、事業会員のリフォーム技術の向上、消費者が安心してリフォームを依頼できる環境の整備、そして住宅リフォーム事業の健全な発達のため様々な事業活動を行っております。



一般社団法人全建総連リフォーム協会

全リ協 とは

国交省では、これまでの新築や建て替え重視の政策から、住宅のストック化政策へ転換しており、今後は住宅リフォーム市場の拡大が見込まれています。一方そうした状況の中、業界内・外から様々な企業がリフォーム市場へ参入しており、悪質業者等によるトラブル事例も増加しています。

そうした中で、国は「消費者保護」及び、「適正なリフォーム事業者の発展」を目的に、2014年9月に「住宅リフォーム事業者団体登録制度」を創設しました。一般社団法人全建総連リフォーム協会（全リ協）は、この「住宅リフォーム事業者団体登録制度」に基づき2016年7月27日に国交省から登録認定を受けました。



● リフォームで「安全・安心・快適」を実現 ●

当協会に加入している各地域のリフォーム事業者は、全国建設労働組合総連合（全建総連）加盟組合に所属する組合員が原則です。

全リ協では、事業会員の信頼性や提案力、技術力の向上、経営基盤の強化等のための情報提供や研修、宣伝のためのグッズの提供等を行っております。消費者の皆様への安全・安心、快適な暮らしを実現するための住宅リフォームをこれからも推進していきます。



全リ協のメリット

メリット
その

1

技術・技能向上及び 営業活動に役立つ講習会の実施

全リ協では、住宅のリフォーム工事に係る技術・技能向上をはじめ、消費者への快適な住まいの計画・提案、見積書の書き方等について講習を実施しています。

特に中小事業者が最も「苦手」とする営業活動（OB顧客廻り等）に関するノウハウも学べることから、大変ご好評を頂いております。



メリット
その

2

国交省認可の安心できる 「全リ協登録事業者」であることをPR

登録された住宅リフォーム事業者の団体とその団体の事業会員には国が指定するロゴマークの使用が認められます。リフォーム事業者を探している消費者にとって、このロゴマークは「安心できる」業者を見極める一つの指標になります。

全リ協事業会員は、このロゴマークを活用し消費者へ効果的にPRしながら事業活動に繋げていくことも可能です。



メリット
その
3

リフォームかし保険の 保険料が割引になります

リフォーム瑕疵保険は、住宅のリフォーム工事において万が一施工に不具合（瑕疵）が生じた場合に、その補修費用等をカバーしてくれる保険です。また、工事完了後に検査が入るため、消費者にとっても安心です。

全り協の事業会員は、「住宅保証機構」及び「住宅あんしん保証のリフォームかし保険」の事業者登録料と保険料のいずれも、割引料金でご利用頂けます。



メリット
その
4

「事業会員の見える化」に 情報登録

全り協では、リフォームを考えている消費者が各地域の全り協事業会員を簡単に探すことができる検索機能があり、日本全国の地図検索と連動させて素早く目的の事業者探すことができます。

事業会員は、提案・施工できるリフォーム工事やその他の基本情報を、簡単な書面で行うだけです。

事業会員になったら、無料の「事業会員の見える化」にぜひ登録されることをおすすめします。



メリット
その
5

宣伝グッズの提供

H30年度から新たにカード型登録証を発行

お客様に全り協事業会員だとアピールできる便利なカード型登録証です。会員番号、事業所名、カード有効期限、住宅リフォーム事業者団体国土交通大臣登録マーク、QRコード等の記載をします。



※上記は見本です

全り協ロゴシール

見積書・封筒・名刺等に貼り付けできる小型サイズの紙製シールです。(有料：18枚付きシート×5シートで税込・送料込500円)。

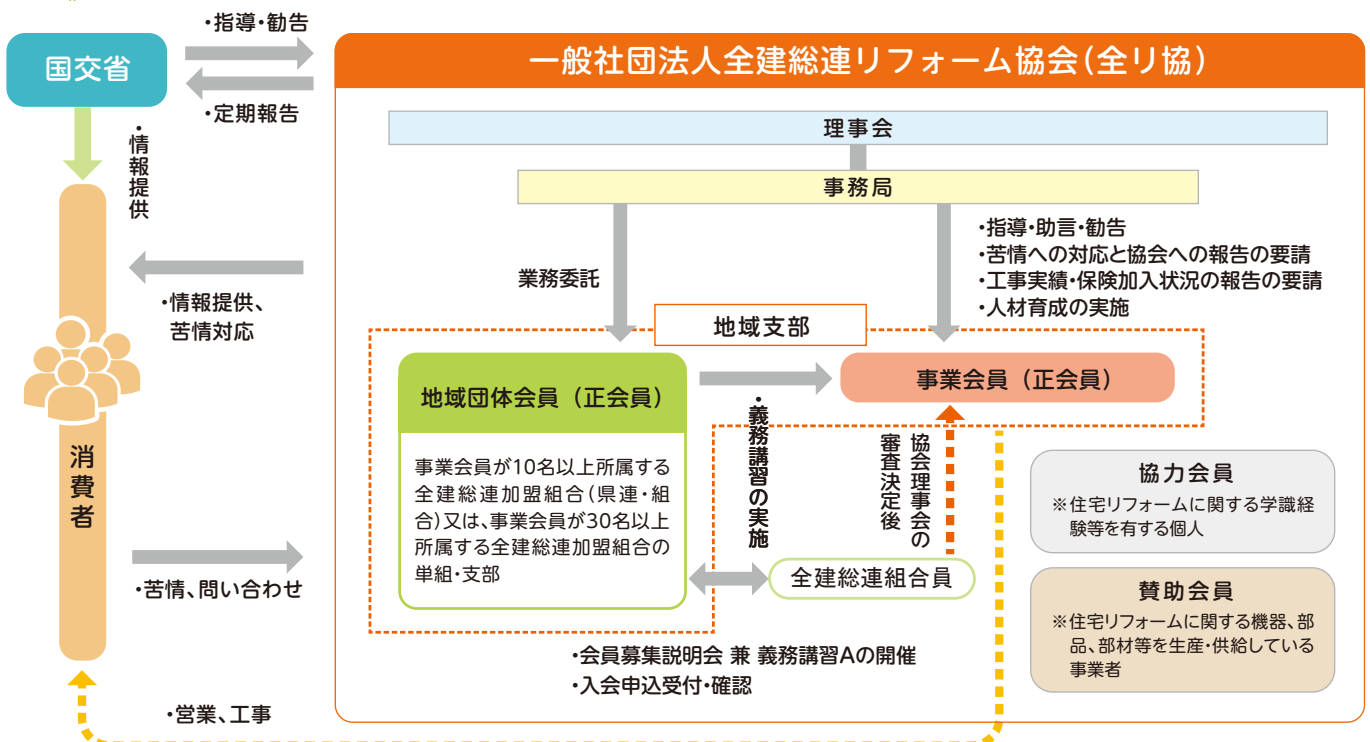


全り協マグネットステッカー

B5サイズの磁気シートタイプで、営業車やトラック等の車両ボディに貼り付けてご使用いただけます(有料：1枚税込・送料込1,100円)。

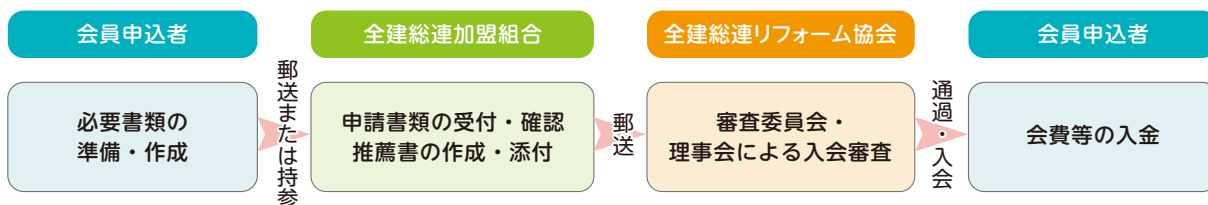


一般社団法人全建総連リフォーム協会(全り協)の組織体制



入会するには

1. 入会までの基本的な流れ



2. 入会要件

① 事業会員	(1) 建設業許可を有する事業者											
	(2) 常勤の建築士もしくは建築施工管理技士が在籍する事業者											
	(3) 国土交通省「住宅リフォーム事業者団体登録制度に係わるガイドライン」に定める下記のいずれかの資格者が常勤で在籍する事業者											
	<table border="1"> <tr> <td>建築設備士</td> <td>管工事施工管理技士</td> <td>電気工事施工管理技士</td> </tr> <tr> <td>浄化槽設備士</td> <td>電気工事士</td> <td>電気主任技術者</td> </tr> <tr> <td>電気通信主任技術者</td> <td>給水装置工事主任技術者</td> <td>消防設備士</td> </tr> <tr> <td>液化石油ガス設備士</td> <td>ガス消費機器設置工事監督者</td> <td></td> </tr> </table>	建築設備士	管工事施工管理技士	電気工事施工管理技士	浄化槽設備士	電気工事士	電気主任技術者	電気通信主任技術者	給水装置工事主任技術者	消防設備士	液化石油ガス設備士	ガス消費機器設置工事監督者
建築設備士	管工事施工管理技士	電気工事施工管理技士										
浄化槽設備士	電気工事士	電気主任技術者										
電気通信主任技術者	給水装置工事主任技術者	消防設備士										
液化石油ガス設備士	ガス消費機器設置工事監督者											
※協会が定める「義務講習A」を受講した事業者	(4) 下記のいずれかの資格者等であって、協会が適正な事業を行うことができると確認した事業者 イ. リフォーム瑕疵保険登録事業者 ロ. 常勤の増改築相談員登録者またはマンションリフォームマネジャーが在籍 ハ. 常勤のリフォーム工事に関わる1・2級技能士または職業訓練指導員が在籍											
② 地域団体会員	(1) 事業会員が10名以上所属する都道府県を活動区域とする法人（県連・組合） (2) 事業会員が30名以上所属する市区町村を活動地域とする法人（単組・支部）											
③ 協力会員	住宅リフォームに関する事業を行う学識経験等を有する個人											
④ 賛助会員	事業会員に住宅リフォームに関する機器、部品、部材等を生産・供給している事業者											

3. 会費等

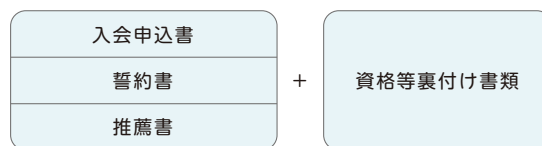
会員種別	入会金	年会費
① 事業会員	3,000円	10,000円
② 地域団体会員	なし	10,000円
③ 協力会員	なし	1,000円
④ 賛助会員	なし	100,000円

※会費はコンビニエンスストア・郵便局での払込票による支払い。

※①は全建総連加盟組合の組合員に限る金額設定。

※全リ協の事業年度は4月1日～翌年3月31日。

4. 入会に必要な書類



※事業会員の入会要件(4)では別途、工事見積書、契約書、工事写真、決算書類が必要となります。

※地域団体会員、協力会員、賛助会員は入会申込書のみ。

5. 会員申込書類の入手方法

①	②	③
HPからの入手 http://www.zenrikyo.or.jp よりダウンロード	全建総連加盟組合で 入手または取り寄せ	全建総連リフォーム協会に 連絡・取り寄せ

問い合わせ先

一般社団法人 全建総連リフォーム協会（全リ協）
〒169-0075 東京都新宿区高田馬場 2-7-15（全建総連会館内）
TEL:03-3200-6270 FAX:03-3209-0538
E-mail soudan@zenrikyo.or.jp HP <http://www.zenrikyo.or.jp>

または所属する各県連・組合に
お問い合わせください。